

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

入札説明書等変更箇所一覧（追加）

平成 16 年 12 月

益田地区広域市町村圏事務組合

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧(追加)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前		修正後		内容
1	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	6	3	(3)	-	-	-	物価変動に基づく改定	なお、年平均の算定にあたっては、毎年12月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの(速報値を含む。)を用いるものとする。	なお、年平均の算定にあたっては、 <b>原則として毎年1月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの(速報値を含む。)</b> を用いるものとする。		修正	
2	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	6	3	(3)	表-4	-	-	-	人件費	毎月勤労調査「現金給与総額指数/調査産業計」(厚生労働省)	毎月勤労 <b>統計</b> 調査「現金給与総額指数/調査産業計」(厚生労働省)		修正
3	入札説明書 添付資料 - 2(変更)	7	3	(3)	表-5	-	-	-	処理対象物量	平成 [t ] 年度における実績処理対象物量。 また、 $\bar{P}_0$ は <b>計画年間平均処理量</b> を示す。	平成 [t ] 年度における実績処理対象物量。 また、 $\bar{P}_0$ は <b>16,000トン (=4,000トン×4四半期)</b> を示す。		修正
4	入札説明書 添付資料 - 6(変更)	1	2	(1)					上記 及び の算定式は、要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質を規定する項目(例えば三成分比や元素分析結果等)等の条件を入力することによって、…	上記 及び の算定式は、要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質 <b>及び可燃分元素組成</b> を規定する項目(例えば三成分比や元素分析結果等)の条件を入力することによって、…		修正	
5	入札説明書 添付資料 - 6(変更)	2	2	(4)					算定式の見直しの考え方	(4) 算定式の見直しの考え方 要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質を逸脱したことを原因として、変動費 及び変動費 ではカバーできない追加費用が発生していること、又は、固定費 うちの施設の維持管理費では要求水準を満足する維持管理を行うことが出来ないこと等の事象が生じていることを合理的かつ客観的に説明することができ、広域組合がこれを適切と認める場合には、広域組合は選定事業者の提案に基づいて定めた変動費の単価をごみ質から求める算定式及び副生成物等の想定発生率をごみ質から求める算定式、又は、固定費 うちの維持管理費に相当する対価を変更する。この変更のための協議は運営開始後3年に一度を原則とするが、明らかにごみ質変化に起因する影響が顕在化していること、若しくは、顕在化することが予見される場合には、広域組合及び選定事業者はこの改定期間にかかわらず協議を持つことが出来るものとする。 <u>また、サービス対価の算定には実績ごみ質を用いるが、選定事業者が合理的かつ客観的に説明するための資料を作成する際には、要求水準書第3章第4節に基づく計測以外に自らの費用により別途の計測を行うことが出来るものとする。なお、当該追加計測結果についても客観性が保たれることが必要である。</u>	(4) 算定式の見直しの考え方 要求水準書第1章第3節3に規定する計画ごみ質を逸脱したことを原因として、変動費 及び変動費 ではカバーできない追加費用が発生していること、又は、固定費 うちの施設の維持管理費では要求水準を満足する維持管理を行うことが出来ないこと等の事象が生じていることを合理的かつ客観的に説明することができ、広域組合がこれを適切と認める場合には、広域組合は選定事業者の提案に基づいて定めた変動費の単価をごみ質から求める算定式及び副生成物等の想定発生率をごみ質から求める算定式、又は、固定費 うちの維持管理費に相当する対価を変更する。この変更のための協議は運営開始後3年に一度を原則とするが、明らかにごみ質変化に起因する影響が顕在化していること、若しくは、顕在化することが予見される場合には、広域組合及び選定事業者はこの改定期間にかかわらず協議を持つことが出来るものとする。		修正
6	入札説明書 添付資料 - 6(変更)	2	2	(5)					実績ごみ質について		(5) <b>実績ごみ質について</b> <u>前述のとおりサービス対価の算定には実績ごみ質を用いるが、選定事業者は実績ごみ質を規定する項目の値の精度を高めるための補正方法を提案することは可能とする。ただし、提案内容を採用するか否かについては、広域組合が判断する。なお、ここでいうごみ質とは、前述のように要求水準書第1章第3節3の表-2及び表-3に示す項目を指しており、これ以外の項目を算定式におけるパラメータとすることは認めない。</u> <u>また、選定事業者が実績ごみ質の補正に際して合理的かつ客観的に説明するための資料を作成する際には、要求水準書第3章第4節に基づく計測以外に自らの費用により別途の計測を行うことが出来るものとする。なお、当該追加計測結果についても客観性が保たれることが必要である。</u>		追加

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧(追加)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容	
7	要求水準書 添付資料【追加7】 横断面図							ボーリング柱状 図	「軟岩J」、「軟岩K」	「軟岩__」、「軟岩__」	修正	
8	事業契約書(案)	62	別紙10	第2条	第3 項	-	-	-	保証の履行	広域組合は、前項の補修に代え、自ら又は第三者をして本施設の補修を行うことができる。広域組合及び選定事業者は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第4項の規定に従って費用の精算を行う。	広域組合は、前項の補修に代え、自ら又は第三者をして本施設の補修を行うことができる。なお、第三者をして本施設の補修を行わせる場合には、広域組合は、事前に広域組合が定める合理的な期間選定事業者及び保証人との間で協議を行うことができる。広域組合及び選定事業者は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第4項の規定に従って費用の精算を行う。	修正
9	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条	第2 項	-	-	-	免責		<u>2 前項の規定に拘わらず、選定事業者及び保証人は、前条第1項の通知を受けた場合、本施設の性能要件未充足が、不可抗力を原因とすることを広域組合に対して証明した場合、当該性能要件未充足を原因として保証人及び広域組合が前条第1項及び第2項に基づく補修費用並びにその他広域組合に発生した損害の負担方法等について、最長60日広域組合と協議することができる。かかる広義が調わない場合、固定費11の1年間分相当の100分の1に至るまでは選定事業者及び保証人が負担し、これを超える額については広域組合が負担する。</u>	追加
10	様式集 (第二次審査)	-	様式 11-4						長期収支計画書 (1)	11 算出根拠を示す様式がない項目については、別紙を添付してください(様式自由、「様式11-4(別紙)」とする、返済計画については(様式11-7) 5及び(様式11-14) 5参照)。	11 算出根拠を示す様式がない項目(固定資産の評価額等)については、別紙を添付してください(様式自由、「様式11-4(別紙)」とする、返済計画については(様式11-7) 5及び(様式11-14) 5参照)。	修正
11	様式集 (第二次審査)	-	様式 11-7						資金調達計画書 (1)		<u>7 金融機関の関心表明書及び融資条件書(タームシート)を提出してください(様式自由、「様式11-7(別紙2)」とする。</u>	追加